

第150回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成29年11月8日（水） 午後1時30分 ～ 午後2時45分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	信田 恵三 委員	
		佐々木 邦明 委員	
		丹沢 良治 委員	
		若狭 美穂子 委員	
(委員)	(2号委員)	浅川 京子 委員	(代理 七夕義隆)
		後藤 収 委員	(代理 北城飛鳥)
		河田 守弘 委員	(代理 渡邊太朗)
		泊 宏 委員	(代理 尾松 智)
		林 敬治 委員	
(委員)	(3号委員)	佐野 和広 委員	
(委員)	(4号委員)	浅川 力三 委員	
		飯島 修 委員	

(事務局)	(都市計画課)	課長	
		総括課長補佐	
		課長補佐（2名）	
		担当職員（3名）	
		(建築住宅課)	担当職員（3名）
	(環境整備課)	担当職員（1名）	

4. 傍聴者等の数 0人（「傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。）

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6. 審議案件

(1) 第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について
南アルプス市 一般・産業廃棄物処理施設

(2) 報告

山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定状況について

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第150回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

それでは、委員の皆様が全員お集まりですので、ただ今より、第150回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、山梨県県土整備部都市計画課の清水でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。当審議会の委員のうち、関係行政機関の職員で構成されております2号委員、市町村の長を代表する者で構成されております3号委員、及び市町村の議会の議長を代表する者で構成されております5号委員の変更に伴いまして、新たに委員にお願いした皆様をここでご紹介させていただきます。

まず、2号委員をご紹介申し上げますので、申し訳ございませんが、ご起立をお願いいたします。

関東農政局長 浅川 京子様。本日は関東農政局 農村振興部 地方参事官 七夕 義隆様に代理出席をしていただいております。関東経済産業局長 後藤 収様。本日は関東経済産業局 総務企画部企画課 総括係長 北条 飛鳥様に代理出席をしていただいております。関東運輸局長 河田 守弘様。本日は山梨運輸支局 首席運輸企画専門官 渡邊 太郎様に代理出席をしていただいております。関東地方整備局長 泊 宏様。本日は甲府河川国道事務所 所長 尾松 智様に代理出席をしていただいております。関東財務局甲府財務事務所長 林 敬治様。

次に、3号委員をご紹介申し上げますので、ご起立をお願いいたします。山梨県町村会 南部町長 佐野 和広様。

次に、5号委員をご紹介いたします。山梨県市議会議長会 富士吉田市議会議長 勝俣 米治様。なお、勝俣様におかれましては、本日は都合により欠席されております。

以上が新たに委員をお願いいたしました委員の皆様でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。第150回都市計画審議会の次第、委員名簿、第1号議案の資料、都市計画マスタープランの改定状況についての資料、都市計画審議会の条例および運営規程をお手元にお配りしておりますが、全てお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして議事に入る前に、本日の審議会が有効に成立していることについて、ご報告申し上げます。

お手元にお配りいたしました「山梨県都市計画審議会条例」をご覧ください。条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっておりますが、本日は18名の委員のうち、12名が出席しておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、審議会運営規程第5条第2項の規定によりますと、会長が議長となると定めてありますので、山梨県都市計画審議会の会長であります、信田恵三会長に議長をお願いいたしまして、審議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

みなさん、こんにちは。よろしくお願いいたします。それでは、審議に入る前に、会議録署名委員をA委員、B委員にお願いします。では、これより審議に入ります。

本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり、法定審議案件1件でございます。その後、本都市計画審議会の中に設置した専門部会の「マスタープラン委員会」におきまして、現在検討していただいている「山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの改定方針」について、作業内容の報告があるようですので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

～第1号議案 議案書説明～

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、第1号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

～意見、質問なし～

議長 それでは、第1号議案については、その位置について、都市計画上、支障がないかどうかお諮りいたします。

～異議なし～

異議なしと認めます。それでは、第1号議案については、都市計画上、支障ないと認めることといたします。

続きまして、都市計画マスタープランの改定状況について、本日、マスタープラン委員会の佐々木委員長から報告をして頂けるということですので、よろしくお願いします。

佐々木委員 ただ今ご紹介いただきました、マスタープラン委員会の委員長を務めております、山梨大学の佐々木です。それでは、説明させていただきます。

～マスタープラン委員会開催の経緯についての説明～

なお、委員会の内容につきましては、事務局から説明いたします。よろしくお願いします。

事務局 ～都市計画マスタープランの改定状況についての説明～

議長 ただ今の報告について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

C委員 はい。

議長 C委員、どうぞ。

C委員 Cと申します。よろしくお願いします。実は私、道路関係とか橋とか、そういう関係者と意見交換する中で、ここ数日同じような質問を受けてですね、この場でふさわしいかどうか分からないのですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

マスタープランの追加修正案の中にも、『身近な生活に密着した拠点の提示』とか『拠点間の連携のための幹線道路網の整備』等書いてあるのですが、もうちょっと具体的にお伺いしたいのは、県道には、いわゆる平和通りや武田通り、アルプス通りといった通りがありますが、法律的な名称は何か線とか言うのでしょうか、一般の人たちや観光客の皆さんには通称の方が分かりやすいし、案内しやすい。その中で、今、甲府工業高校の南側の通りとか、あるいは向町から昔の厚生年金会館まで道路が開通しましたが、通称がついている道路と、ついてない道路があり、どうしてそういう風になっているのか、どこでそういうことを決めるのか。

私の個人的な意見としては、今後、取り組みとして、通称の名前をどんどん付けて、道路端に見えるようにするのがよい。例えば、鳥取県境港市はゲゲゲの鬼太郎が有名で、ゲゲゲの鬼太郎通りとか、そういった看板があり、子どもにも分かりやすい。そういう取り組みについて、今どういった取り決めがあって、どういう方向性でやるのか。審議会のマターであるのか分かりませんが、今日は学識経験者や行政の方がいますので、お伺いしたいと思います、発言させていただきました。

議長 まずは質問ですよね。どうしてそういう名称、それがどういう風に決まったのか。それが事務局で分かれば、お願いします。

事務局 ただ今の質問でございますが、平和通りや武田通り、アルプス通り等の通りの愛称名でございますが、それは道路管理の関係で、道路管理課で愛称名を付けているという経緯がございます。比較的新しい甲府工業高校の南側の愛宕町下条線ですとか、今、城東バイパスを延伸しております和戸町竜王線などの新しい都市計画道路については、まだ愛称名がついていないところもございまして、そういうものについては、道路管理課にそういったご意見があったことをお伝えしますので、今後状況を見ながら、愛称名を検討することになると思います。

C委員 ありがとうございます。だとすると道路管理課で新しい道路についても検討し、名前もそこで決めるという理解でいいのですか。当然、県内には県道もあるし、国道もあるし、市町村道もありますよね。そういう市の関わり合いとか町村の関わり合いとか、そういうのも含めて、道路管理課で一括してやっていくという理解でいいのでしょうか。

議 長 事務局いかがですか。

事務局 今申し上げたのは、あくまで県管理道路の場合ということでお答えしたのですが、その他、国道や市道等につきましては、それぞれの管轄するところで愛称を付けているところもございますので、道路管理課に状況等を伝える中で、今後、市町村や国にも伝達していきたいと思えます。

C委員 ありがとうございます。今までのやり方もあると思うのですが、ぜひ市町村も一緒に、分かりやすい道路の名称について、どこかがイニシアチブをとってやっていただきたい。例えば、甲府工業高校の南側の道路は、何とか線という名前がずっとついていて、それ以外の名前がないので、説明する時に分かりづらい。やはり本県は観光立県ということを行っているわけでありますから、県外から来た人にも分かりやすい、平和通りを曲がれば県立美術館に行けますよとか、そういう取り組みもぜひしていただきたい。これは意見です。ありがとうございました。

議 長 よろしいですか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございました。資料の50ページを見ていただきたいのですが、先ほど、現行マスタープランの基本方針について説明したのですが、50ページの2番の所の「美しく魅力あふれる都市づくり」、この中に、「都市の顔づくり」の取り組みについて、マスタープランに書き込むところがございます。今は景観的な部分は多く書き込まれておるのですが、今の意見を書き込むことができるようであれば、検討していく方向で考えたいと思えます。

議 長 よろしいですか。市町村との連携も図りながら、お願いしていただきたいと思えます。ほかに、ご質問・ご意見は、ございますか。

～意見、質問なし～

それでは、本改定方針につきましては、鋭意、作業を進めていただいております。大変な作業だとは思いますが、佐々木委員長はじめ、委員会メンバーになって頂いている委員の皆様には、引き続き、検討を続けて頂けますようお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。その他、何か都市計画に関することにご意見、ご質問等ございますか。無いようですので、以上をもちまして、第150回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。